

平成18年4月14日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1. 措置命令の発出について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線5632）

市は、株式会社善商らに対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令書を4月17日に対象者を呼び出し、手渡すこととします。

呼び出しに応じない場合は、同日付けで郵送します。

1 措置命令の対象者

株式会社善商、同社の関係者 疋田優、爲重美紀、疋田優徳、ニッカン株式会社、同社の関係者 亀井義久、小川和久